

「鉱工業指数 2020 年基準改定方針（案）」に関する意見公募手続の結果について

令和4年12月20日
経済産業省
調査統計グループ
経済解析室

「鉱工業指数 2020 年基準改定方針（案）」について、令和4年10月31日から同年12月5日まで意見公募手続を実施しました。

提出意見と提出意見を考慮した結果については、以下のとおりです。

皆様方の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも経済産業行政の推進に御協力いただきますようお願い申し上げます。

1. 意見募集の実施方法

- ・募集期間：令和4年10月31日（月）～令和4年12月5日（月）
- ・告知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）のウェブサイトに掲載。
- ・意見提出方法：e-Gov 意見提出フォーム

2. 意見公募の対象

鉱工業指数 2020 年基準改定方針（案）

3. 提出意見数

3件

4. 提出意見及び提出意見を考慮した結果

別紙のとおり

5. 本件の問合せ先

経済産業省大臣官房調査統計グループ経済解析室

TEL：03-3501-1644

	提出意見	提出意見を考慮した結果
1	<p>・ 12 頁 245-246 行 季節調整済指数の更新対象期間の長期化が実際に行われるのはいつ頃になるか、予定時期を示していただきたい。</p> <p>・ 基準改定後の数値の公表開始時期を示していただきたい。</p> <p>・ 前回基準改定時と同様、HP 上で事前公表（基準改定の概要、直近 12 月までのデータ）が行われるのか、その場合の予定時期を示していただきたい。</p> <p>・ 現在 HP には 1978 年 1 月以降の長期データ（接続指数）が掲載されており、今回の基準改定後も同様の期間の接続指数を公表いただきたい。</p>	<p>年間補正時に更新する季節調整済指数の更新対象期間の長期化の実施時期については、現時点では未定です。当省のシステム改修を要するため、必要な予算を措置した上でシステム改修を実施し、完了した後に実施することとなります。</p> <p>基準改定後の数値の公表開始時期については、現時点では未定です。公表開始予定時期が確定しましたら、前回の 2015 年基準改定時と同様に事前告知を行う予定です。</p> <p>基準改定作業の進捗状況次第ではありますが、可能な限り事前公表できるよう努めて参ります。</p> <p>今回の基準改定後も 1978 年 1 月以降の接続指数を作成、公表する予定です。</p>
2	<p>業種分類が分かりにくい。</p> <p>たとえば、概要冊子の 2p 以下に生産・出荷・在庫の業種別の動きが掲載されているが、その 15 業種には中分類と小分類が混在している。鉄鋼・非鉄金属工業、汎用・業務用機械工業は中分類、自動車工業と輸送機械工業（除く自動車工業）は小分類といったように。中分類で表示するか、小分類で表示するか統一すべきである。</p> <p>15 業種中○業種が上昇、低下などと報道されることが多いが、中分類と小分類が混ざっているため、違和感がある。</p>	<p>業種分類については、御記載のとおり原則として日本標準産業分類（第 13 回改定：平成 26 年 4 月 1 日施行）に準拠しています。前回の 2015 年基準改定では、業種を代表する採用品目の制約等を踏まえ、業種分類の分割、統合を一部行いました。今回は分類に関する統計基準に変更がない等、業種分類に変更すべき状況が発生していないことから、従来の区分・定義を踏襲します。</p> <p>このため、自動車工業についても原則に則り小分類に位置づけます。また、公表方法についても、自動車工業の重要性に鑑み、中</p>

	<p>日本標準産業分類に準拠しているのが難しいのかもしれないが、自動車工業はその重要性を考慮すれば中分類扱いにしてもよいと思う。日銀短観の概要では、自動車がその他の中分類業種と同列に扱われており、この方法が参考になるのではないかと。</p> <p>また、製造工業生産予測調査では、電気・情報通信機械工業は電気機械工業、情報通信機械工業のそれぞれの調査結果が公表されているのに対し、輸送機械工業はその内訳である自動車工業の調査結果が公表されていない。自動車工業は重要な業種であり、生産実績と予測調査が揃って公表されれば、利便性は大きく向上する。予測調査で自動車工業の公表を検討していただきたい。</p>	<p>分類の輸送機械工業を、自動車工業と輸送機械工業（除. 自動車工業）に分割した従来の公表方法を踏襲します。</p> <p>製造工業生産予測調査は、調査対象数が約 800 企業であるものの、業種によっては該当する客対数が少ない業種もあるため、調査客体の個別の情報が判明してしまうおそれがあります。御指摘の自動車工業についても、同様の懸念があるため非公表としております。</p>
3	<p>季節調整に用いる時系列データ期間の長期化と年間補正時に更新する季節調整済指数の更新対象期間の長期化はユーザーサイドとして、望んでいた修正である。ともに適切と判断する。前者に関しては、閏年などが存在する観点から、現行の 8 年はあまりにも短い。12 年に長期化することで、季節調整値と予定季節指数ともに安定すると考える。後者に関しても、海外でも用いられている標準的な遡及方法とする形の改訂であり、望ましいと考える。</p> <p>直接法と間接法の議論に関しては、現時点では直接法が望ましいと判断する。ただ、対象期間を 12 年に延長することによって、季節調整が安定した後において再度検証すべきかもしれない。</p>	<p>御指摘いただきました直接法と間接法の検証の御意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>